

令和3年4月26日

幼児クラス保護者 様

台東区教育委員会
台東区立石浜橋場こども園長

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の発令に伴う
今後の教育活動について

日頃より、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発令されている期間中（令和3年4月25日以降）の教育活動につきましては、下記のと通りの対応といたします。

なお、今後も国及び都の動向等により、下記内容が変更になる場合があります。学校園や区のホームページを御確認くださいよう、お願いいたします。

記

1 学校園運営の基本方針

「台東区立学校園版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第5版】」における行動基準を「レベル2」とし、感染防止対策を徹底しながら学校園運営を継続する。

2 学校（園）における感染症予防策の徹底について

- (1) 登校（園）前に、自宅で検温して、健康状態を健康観察記録表に記入し、学校（園）に提出してください。登校（園）後に発熱を確認した場合には、保護者の方に迎えに来ていただくことになります。
- (2) 幼児・児童・生徒に対し、こまめな手洗い、マスクの着用を基本とした咳エチケットの励行についての指導を行います。また、教室等の座席の配置等の工夫や換気を行う等、校内環境の整備を徹底します。
- (3) 学校（園）における学習活動等については、「台東区立学校園版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第5版】」における、「Ⅱ 2（5）感染状況に応じた教育活動上の留意点」（13～17頁）に基づき、レベル2の段階で対応する。ただし、学校行事や部活動等については、その都度教育委員会と協議し、実施の可否を判断します。

※具体的な活動等につきましては、区のホームページに掲載してあります「台東区立学校園版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第5版】」にて御確認ください。

3 家庭における感染症予防策の徹底について

- (1) 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）をお願いいたします。
- (2) 毎朝の検温、健康観察、健康状態について健康観察票に記載してください。（家族に何らかの症状が見られる場合は幼児・児童・生徒等を無理せず休養させてください。）
- (3) 十分な換気、手が触れる場所などの消毒を行ってください。また、タオルなどを共用しないでください。

- (4) 20時以降の不要不急の外出は控えてください。
- (5) 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛してください。
- (6) 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限に止めてください。
- (7) 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控えてください。
- (8) 同居している家族についても会食などへの参加を控えていただき、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底してください。

4 留意事項

(1) 出欠の扱いについて

「幼児・児童・生徒や同居家族等の感染が判明した場合やPCR検査を受けた場合」だけではなく、「本人又は同居家族等に発熱等の風邪症状がみられる場合」や「保護者が幼児・児童・生徒を登校（園）させることにより学校で感染する恐れがあると判断し登校（園）させなかった場合」につきましても、校園長の判断で「学校保健安全法第19条による出席停止」等として扱うことも可能ですので、登校（園）を控え、自宅での静養をお願いいたします。

- (2) 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合、基礎疾患があるなど重症化しやすい人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合、重症化しやすい人でなくても、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、台東区発熱受診相談センターに相談し、状況を説明の上、指示を受けてください。
- (3) 幼児・児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかの検査（PCR検査等）を受けた場合は、速やかに学校（園）へ御連絡ください。

5 その他

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。学校園では、人権教育を推進しておりますが、御家庭でも御理解いただき、お子様が正しい人権感覚を養えるよう、引き続き御協力をお願いいたします。

<担当>

台東区立石浜橋場こども園	3876-0049
台東区教育委員会指導課	5246-1453